

## 入札説明書

令和8年2月4日に公告した下記競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 調達物品及び数量

堺市北区役所で使用する高圧電力

契約電力 364kW (常時電力)

年間予定使用電力量 650,000kWh

#### (2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書で指定する特質等を有すること。

#### (3) 調達期間

令和8年4月1日午前0時00分から令和9年3月31日午後12時00分まで

#### (4) 需要場所

堺市北区新金岡町5丁1番4号

堺市北区役所

#### (5) 契約単価

契約単価には100分の10に相当する消費税額及び地方消費税額を含むものとする。なお、契約単価について、消費税法の改正に伴い消費税及び地方消費税の税率が10%から変更された場合は、協議のうえ変更契約にて対応するものとする。

#### (6) 入札方式

一般競争入札（紙入札）で執行する。

### 2 競争入札参加資格

競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていかなければならない。

#### (1) 堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成16年制定）（以下「登録要綱」という。）に基づく入札参加資格について、区分「物品調達」のうち、業種及び種目「その他 023090 その他」で入札参加資格確認申請書の申請締切日（以下「参加申請締切日」という。）から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで）の間、有効な登録を有していること。

#### (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと（同条第2号各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号。以下「契約規則」という。）第3条の規定に該当しないこと。

#### (3) 参加申請締切日から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開

札日まで）の間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止または指名回避を含む。）（以下「入札参加回避」という。）を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 参加申請締切日から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで）の間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定。以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）（以下「入札参加除外」という。）を受けていないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）（以下「通報等」という。）を受けた当該通報に係る者でないこと。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 令和7年4月以降に、堺市電力の調達に係る環境配慮方針（令和7年4月改正）に基づく「堺市環境に配慮した電力調達評価項目報告書」の提出により、本市から入札参加資格を有する旨の通知を受けた者であること。
- (8) 需要施設の予定使用電力量を供給するのに十分な電源を確保している者であること。
- (9) 事故発生時等緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されている者であること。
- (10) 入札に参加しようとする小売電気事業者が、供給約款を定めている場合にあってはその供給約款が、供給約款を定めていない場合にあっては電力の供給条件が電気事業法第20条第1項の規定により一般送配電事業者が経済産業大臣の認可を受けた供給約款に準じた内容のものであること。
- (11) 当該業務の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）が、他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）を兼ねていないこと。

- (12) 組合とその組合員については、次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 組合とその組合員が同時に本入札に入札参加資格確認申請を行っている場合
  - イ 本入札に入札参加資格確認申請している他の組合の組合員である場合
- (13) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

3 契約事務担当課

〒591-8021

堺市北区新金岡町5丁1番4号

堺市 北区役所 企画総務課

電話 072-258-6706 FAX 072-258-6817

MAIL kitakiso@city.sakai.lg.jp

4 入札関係書類、入札参加資格確認申請書の配布、提出及び結果通知書の交付

一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

(1) 提出書類配布方法

堺市ホームページよりダウンロード

([https://www.city.sakai.lg.jp/kita/annai/gyomuannai/kikaku\\_oshirase/R8EPP.html](https://www.city.sakai.lg.jp/kita/annai/gyomuannai/kikaku_oshirase/R8EPP.html))

(2) 入札参加申込み及び入札参加資格確認申請における提出書類、提出期限等

ア 提出書類

あ) 入札参加資格確認申請書（様式1）

い) 添付書類

①前記2（6）に掲げる条件に関する書類

②安定供給確約書（様式2。前記2（8）及び（9）に掲げる条件に関する書類）

③供給約款等（前記2（10）に掲げる条件に関する書類）

④組合員名簿の写し（組合で参加する場合に限る）

イ 提出期限

令和8年2月20日（金）必着

ウ 提出場所

前記3の契約事務担当課

エ 提出方法

直接持参又は郵送により提出すること。

あ) 直接持参の場合

上記提出期限内の午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に持参すること。

い) 郵送の場合

上記提出期限に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記3の契約事務担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

(3) 入札参加資格確認結果通知書及び入札関係書類の交付

入札参加申込み及び入札参加資格確認の申請を行った者に対し、入札参加資格確認終了後、次により入札参加資格結果通知書及び入札関係書類を交付する。

(交付場所) 前記3の契約事務担当課

(交付日時) 令和8年2月25日(水)午前9時30分から正午まで及び  
午後1時から午後4時30分まで

なお、入札参加資格確認結果通知書及び入札関係書類の郵送を希望する者は、前記(2)の提出の際に、必要な金額の切手を添付した返信用封筒(結果通知郵送用)を併せて提出すること。

(4) 質疑応答

ア 仕様書等に関して疑義がある場合は、令和8年2月20日(金)午後5時までに、別添質問票により前記3の契約事務担当課に提出しなければならない。  
FAX、電子メールによる提出も可とするが、その場合、前記3の契約事務担当課に到達確認のため電話連絡をすること。

イ 前記3の契約事務担当課は、アによる質問を受けたときは、令和8年2月25日(水)までに、質問に対する回答を入札参加資格の申請を行った全ての者に対し、FAX又は電子メールにて行うものとする。

(5) その他

ア 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

イ 提出された確認申請書等は返却しない。

ウ 提出された確認申請書等の差替え及び再提出は認めない。

エ 確認申請書等に関する問い合わせ先は、前記3の場所とする。

## 5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和8年3月4日(水)午後2時00分(郵送の場合は事前に申し出ること。)

(2) 入札書受付期間及び場所

(受付期間) 令和8年2月25日(水)から令和8年3月3日(火)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時30分から正午まで及び  
午後1時から午後4時30分まで)

(受付場所) 前記3の契約事務担当課

(3) 郵送による入札書の提出期限、注意事項及び送付先

(提出期限) 令和8年3月3日(火) 必着

(注意事項) 別紙 郵便による入札の注意事項による。

(送付先) 前記3の契約事務担当課

なお、郵送による入札の希望のある者は事前に申し出ること。

(4) 入札及び開札の場所

堺市北区新金岡町5丁1番4号

堺市北区役所 2階 会議室

(5) 入札方法

入札は、前記(1)入札及び開札の日時に(4)の場所にて事前に受付した入札書を開札するものとする。なお、開札時に当該入札参加業者の立会いを必ずしも要しないものとする。ただし、入札参加業者が立会いに参加する場合は1者1名に限るものとする。また、当該入札参加業者の立会いが無い場合は、当該入札事務に関係のない職員を立会人として選定することとし、開札結果については、ホームページに掲載するものとする。

(6) 入札金額等

- ア 契約の締結は単価契約により行う。入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金などの単価を設定することを条件とする。
- イ 入札書に記載する金額は、契約期間に係る電気料金の総額（上記アに基づいて算定された額）とする。
- ウ 落札の決定は、入札書に記載された金額（上記イによって算出した額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の比較によって行い、落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 契約の締結は、上記アで設定した基本料金単価及び月ごとの電力量料金などの単価に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額により単価契約を行う。
- オ 燃料費調整を適用する場合は、令和7年9月～令和7年11月の平均燃料価格に基づき決定した令和8年2月の燃料費調整単価により入札価格を算定すること。
- カ 市場価格調整を適用する場合は、令和7年9月～令和7年11月の平均市場価格に基づき決定した令和8年2月の市場価格調整単価による入札価格を算定すること。
- キ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は入札価格の算定にあたっては考慮しないこと。
- ク 入札金額に電力使用実績による割引または割増し制度を適用する上で必要な受電データ等の資料は、希望者に対して別途交付するものとする。
- ケ 入札書及び「契約単価兼積算内訳表」に記載する金額は、税抜金額とする。

(7) 入札保証金

免除とする。ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときや、下記 7（1）～（4）のいずれかに該当し、契約を締結しないときは落札金額の 100 分の 3 に相当する額の違約金を徴収するものとする。

（8）落札者の決定方法

契約規則第 19 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。当該入札者のうち、立会人がいない場合はこれに代えて当該入札事務に關係のない本市職員にくじを引かせるものとする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

（9）無効となる入札

契約規則第 22 条の規定に該当する入札

- （10）入札については、入札説明書別記「入札に係る注意事項」を熟読すること。
- （11）入札者は、積算において使用した「契約単価兼積算内訳表」を落札決定後、速やかに提出するものとする。
  - ア 「契約単価兼積算内訳表」の表題、様式等は任意
  - イ 「契約単価兼積算内訳表」には所在地、社名、代表者名を記入し、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑を押印すること。
  - ウ 基本料金及び従量料金計算の端数処理は、小数第 2 位まで記入すること。（小数第 3 位以下は切捨てとする。）
  - エ 月合計の端数処理は、円未満を切り捨てること。
  - オ 税込単価から税抜金額にする場合は、税抜単価から積算した金額と齟齬がないようにすること。

## 6 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。（入札前に委任状を提出すること。）

入札者が開札に立ち会う場合は、入札書に押印した代表者印を、代理人が立ち会う場合は、委任状の受任者欄に押印した印鑑を持参すること。

## 7 入札参加停止等を受けた入札参加者または落札者について

市長は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者が次のいずれかに該当した場合は、落札者としない。また、市長は落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次の（1）、（4）のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次の（2）（3）のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。

（1）入札参加停止又は入札参加回避を受けた場合

- (2) 入札参加除外又は通報等を受けた場合
- (3) 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合
- (4) (1)～(3)のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合

## 8 その他

- (1) 契約保証金 要（落札金額の100分の10以上）。ただし、契約規則第30条の2に該当するときは免除することがある。
- (2) 当該入札手続における入札参加資格の確認その他の手続に関し、堺市入札監視等委員会に対して苦情の申立てをすることができる。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約条項等については、契約事務担当課で閲覧できる。
- (6) 前記2(1)に該当しない者がこの入札に参加するためには、下記のとおり「登録審査担当課①」へ「堺市物品調達、委託等入札参加資格審査申請」を行い、当該種目の登録申請をしなければならない。

### ア 登録審査担当課①

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市 財政局 契約部 調達課 電話 072-228-7473

### イ 申請種目

区分「物品調達」のうち、業種及び種目「その他 023090 その他」

### ウ 申請書類等の案内方法

電子メールにより申請書類等の案内を行うので、以下のとおり上記登録審査担当課まで電子メールを送り、臨時登録希望の旨を申し出ること。

- ・登録審査担当課メールアドレス : chotatsu@city.sakai.lg.jp
- ・下記申請期限までに別途案内する必要書類の提出が必要となるため、電子メールは早期に送付すること。
- ・件名に「臨時登録希望」と明記すること。
- ・本文に「入札案件名」「連絡先（本店所在地（住所）、商号又は名称、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）」「業者番号（先頭が0の10桁の番号）※過去に登録のあった者や既に業者番号を取得済みの者に限る。」を記入すること。
- ・なお、電子メールを送った旨を、上記登録審査担当課まで電話連絡し、到達確認を行うこと。

### エ 申請期限

令和8年2月12日（木）午後5時まで

オ 申請方法

上記申請期限内に、登録要綱第6条に規定する電子登録システム（以下「電子登録システム」という。）を用いて申請するとともに、必要書類を電子登録システムの添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。

カ 入札参加資格の有効期間及び当該期間の延長手続

有効期間は当該入札参加資格の認定を受けた日から令和9年3月31日までとする。当該期間の更新を希望する場合は、別途指定する手続を行うこと。

- (7) 前記2(7)に該当しない者がこの入札に参加するためには、下記のとおり「登録審査担当課②」へ「堺市環境に配慮した電力調達評価項目報告書」を提出し、入札参加資格を有する旨の通知を受けなければならない。

ア 登録審査担当課②

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部 脱炭素先行地域推進室

電話：072-340-2095

Eメール：kanene@city.sakai.lg.jp

イ 提出書類配布方法

堺市ホームページよりダウンロード

（<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shishin/kankyo/ondanka/electric.html>）

ウ 提出期限

令和8年2月12日（木）午後5時まで（必着）

エ 提出方法

以下のいずれかの方法により提出すること。

①電子メール送信

上記提出期限内に上記登録審査担当課②へ必着とする。

②郵送の場合

上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を、上記登録審査担当課②まで電話連絡し、到達確認をすること。

③直接持参の場合

上記提出期限内の午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に上記登録審査担当課②まで持参すること。

- (8) 本件調達に係る契約の締結に当たっては、調達に係る年度予算の成立を条件とする。（予算が成立しない場合は、この公告に基づいてなされた行為は無効とする。）

- (9) 落札者が、堺市内を接続供給の供給区域とする一般送配電事業者と電気を安定して供給するために必要とする接続供給契約を締結することが契約条件となる。

- (10) 電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、仕様書に記載なき事項については、前記2(10)の約款又は供給条件の規定に準じるものとする。

- (11) 供給者の発電費用等の変動により、燃料費の調整を行うことができるものとする。なお、燃料費の調整を行う場合は、前記2（10）の約款又は供給条件の規定によるものとする。
- (12) 卸電力取引市場（スポット市場）からの調達による価格変動等により、市場価格の調整を行うことができるものとする。なお、市場価格の調整を行う場合は、前記2（10）の約款又は供給条件の規定によるものとする。
- (13) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は、同法第36条第2項に定める納付金単価とする。
- (14) 契約時の取扱い
- ア 入札金額の算定において、複数の料金単価を使用した場合、各料金単価適用上の取扱を契約書に定めるものとする。
  - イ 入札金額の算定において、割引または割増し制度を採用した場合、その取扱を契約書に定めるものとする。
- (15) 供給関係
- 契約者は堺市北区役所で使用する高圧電力を需要に応じて全量供給するものとする。

## 入札に係る注意事項

下記事項を熟読の上、入札に参加すること。

- 1 入札までに入札参加停止等の措置を受けた場合は、入札参加資格を取り消すものとする。
- 2 入札執行前に入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出すること。
- 3 入札は市で交付する用紙によること。
- 4 入札書には、会社の所在地（住所）、名称（商号）及び代表者職氏名を記入し、使用印鑑（代理人の場合は受任者印）を鮮明に押印すること。
- 5 入札当日、入札開始前に次の書類を提出しなければならない。
  - (1)委任状（代理人により入札を行う場合）
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加できないので注意すること。
  - (1) 入札参加資格確認申請書等の提出が期日までにないとき。
  - (2) 入札参加資格を満たさないもの。
  - (3) 入札参加資格確認の通知を受けた後、開札までの間に入札参加資格を満たさなくなったもの。
  - (4) 入札時間に遅刻したとき。
  - (5) 印鑑（代表者の場合は登録した使用印鑑、代理人の場合は受任者印）を持参しないとき。
  - (6) 代理人により入札を行う場合で、代理人が委任状を提出しないとき。
- 7 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - (1) 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
  - (2) 入札書が所定の日時、場所に到着しないとき。
  - (3) 入札書に記名押印がないとき。
  - (4) 入札金額を訂正したとき。
  - (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
  - (6) 入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。
  - (7) 入札者若しくはその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。
  - (8) 代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）若しくはその代理人が、他の入札参加者の代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）若しくはその代理人を兼ねているとき。
  - (9) 入札者の資格のない者が入札したとき。
  - (10)入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。
  - (11)入札金額が0円以下の入札をしたとき。
  - (12)明らかに履行ができない又は法令違反のおそれがあり契約内容に適合した履行ができないと認められる低い価格で入札したとき。
  - (13)再度入札において、前回最低入札価格と同額以上の金額で入札したとき。

- (14) 鉛筆等訂正容易な筆記用具を用いて入札書へ記入したとき。
  - (15) その他入札に関する条件に違反したとき。
- 8 入札執行中に入札を辞退しようとするときは、記名押印した入札書に「辞退」と明記のうえ、入札箱に投函すること。
  - 9 提出した入札書の引き換え、変更又は撤回をすることはできない。
  - 10 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中断し、延期し、又は取り止めることがある。
  - 11 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
  - 12 再度入札の回数は原則2回とする。
  - 13 再度入札に参加することができる者は、再度入札に付す直前の入札に参加した者とする。ただし、その直前の入札で無効とされた者又は辞退の入札を行った者は参加することができない。
  - 14 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。
  - 15 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
  - 16 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額（消費税及び地方消費税相当額）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札金額の見積りにあたっては契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。
  - 17 仕様書等は無料とする。なお、仕様書等は当該案件の入札の積算、見積り以外の目的で使用してはならないこととし、入札終了後に破棄又は責任を持って管理すること。
  - 18 当該入札は、令和8年度の予算成立を前提に準備行為として行うものであるので、契約の締結は、令和8年4月1日とする。また、契約締結に際しては、見積書（見積内訳明細書）及び堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を作成し、提出すること。